

# 高校生等奨学給付金について【県外私立学校用】

- 返済不要の給付金です。
- 県外私立学校とは、宮城県外に設置されている私立の高等学校等をいいます。
- 広域通信制の場合、県内に設置されているキャンパス・サテライト校・相談センターなどで面接指導を受けていても、学校認可されている**本校が宮城県外である場合は、県外学校です。**
- ※ 生活保護受給世帯では、この給付金を『就労や早期の保嬰謝法に資する経費』に充てた場合、生活保護における収入認定から除外されます。具体的な給付金の活用方法については、担当の保健福祉事務所等と十分に相談してください。

宮城県では、対象となる世帯(非課税の世帯及び生活保護世帯のうち生業扶助を受給している世帯(以下「生業扶助受給世帯」といいます。))の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記1(1)の要件を満たす私立高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程等(特別支援学校高等部を除く。)、高等学校等専攻科)の生徒の保護者等に対して『高校生等奨学給付金』を支給します。

また、新型コロナウイルス感染症による影響により、保護者等の収入が激減し、下記1(2)の要件を満たすと認められる世帯にも支給します。

## 1 支給を受けるための要件

- 【非課税及び生業扶助受給世帯】(基準日(4月入学者は、7月1日)に次の要件を全て満たすこと)
  - ① 保護者等が宮城県内に住所を有していること
  - ② 保護者等の全員の**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円**(非課税)の世帯(生活保護(生業扶助)受給世帯を含む)であること
  - ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
  - ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- 【家計急変世帯】(基準日(令和4年7月1日までに家計急変した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した日の属する月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月)の1日)に次の要件を全て満たすこと)
  - ① 保護者等が宮城県内に住所を有していること
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の世帯に相当すると認められる世帯(生業扶助受給世帯は対象外)であること
  - ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
  - ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

## 2 支給予定額 (対象生徒1人当たりの年額)

区分	通信制以外 (全日制・定時制等)	通信制	専攻科
生業扶助受給世帯	52,600円		52,100円 (※生業扶助受給しているかに関わらず、非課税の場合のみ対象)
非課税世帯・第1子該当 (生業扶助受給世帯を除く)	134,600円	52,100円	
非課税世帯・第2子以降該当 (生業扶助受給世帯を除く)	152,000円		

通信制の高校生等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯について

・通信制・高等学校等専攻科に通う高校生等は52,100円を支給、それ以外の高校生等は152,000円を支給

家計急変世帯について

・令和4年7月1日までに家計が急変した場合は年額支給

・令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、表の区分に応じた額について、家計急変の発生した日の属する月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月)以降の月数に応じて算定した額(1円未満の端数切捨て)を支給

## 3 申請書の配置場所

令和4年7月1日から、宮城県内の次の場所で入手することができます。

- (1) 宮城県総務部私学・公益法人課(県行政庁舎11階)
- (2) 当課ホームページからダウンロード <https://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/kyufu.html>
- (3) 県合同庁舎内(配架場所については各地方振興事務所にお問合せください。)

